

2 . オーストラリアのスポーツ政策の “ 源流 ”

～ 「ブルームフィールド報告」で示されているもの～

尾崎 正峰

オリンピックをはじめとする国際大会で示される競技水準とコミュニティを基盤とする人々のスポーツ参加の度合いの両面において、オーストラリアは内外から高い評価を得ている⁽¹⁾。こうした成果をあげる上でスポーツ政策が果たしてきた役割は大きいといえるが、筆者がすでに指摘してきたように、連邦政府がスポーツを政策課題として取り上げるようになったのは1970年代に入ってからのものであり、オーストラリアのスポーツの歴史から見ればごく新しい事柄に属する⁽²⁾。

本稿では、連邦政府によるスポーツ政策の開始の要因を検証する手始めとして、“RECREATION IN AUSTRALIA - ITS ROLE, SCOPE AND DEVELOPMENT”(1973 - Parliamentary Paper No.76)を取り上げる⁽³⁾。オーストラリア国内においても歴史的な文書として位置づけられている同報告書⁽⁴⁾について、紙幅の関係で詳細にその全容をとりあげることはできないため、報告書の構成とそこに示されている内容を概括し、その特徴を探ることとしたい。

1 報告書の構成

同報告書の中の「委任事項」に、報告書作成の目的として「オーストラリアのレクリエーションのための適切な準備をする上で連邦政府が果たすべき役割を考えるために、現在の状況を評価し、将来の発展のための射程に関する論評を行なう。/この作業において、レクリエーションに関して連邦政府が責任を持つ事柄の広範な領域の概略を示すものとする。/提起された目的に加えて、連邦政府がそれらの諸目的を達成するための行動やイニシアティブについても提案する」ことがあげられている。

この報告書の作成を委ねられたUniversity of QueenslandのAssociate ProfessorのJ.ブルームフィールド(John Bloomfield)は、10週間というきわめて短い期間で、前述のような多様な課題に応え、オーストラリアにとって初めての国家政策としてのスポーツ政策の枠組みを提示することの難しさを吐露している。彼は、国内の各州や競技団体、クラブなどの関係者への聞き取り調査を実施する中で、オーストラリアの「レクリエーション」⁽⁶⁾の現状についての実態把握を行なったが、その評価は、オーストラリアのレクリエーションの水準は制度的にも物的にも人的にも低いものであり、さまざまな面で人々の要求と合致していないという厳しいものである。

こうした評価が導き出されたのには、彼が、アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、(旧)西ドイツ、ベルギー、オーストリア、スイスなどの西側諸国、スウェーデン、フィンランドなどの北欧諸国、そして、ソ連、(旧)東ドイツ、ハンガリー、チェコスロヴァキア、ルーマニア、ポーランドなどの東欧諸国など、世界各国の状況について精力的な情報収集と調査を行なったことも関係しているであろう⁽⁵⁾。報告書の中の提言に関する事項については、こうした国々の事例を引き合いに出しながらオーストラリアの今後の政策のあり方を展望するという形をとっているともいえる。

報告書の構成(章立て)は以下の通りである。

委任事項

謝辞

緒言

オーストラリアにおけるレクリエーションの役割

はしがき

オーストラリアにおけるレクリエーション

発展の必要性

オーストラリアの(社会的)文脈における

スポーツとレクリエーションの関係性

国家的なレクリエーションのプログラムの

基礎となる総体的原則

レクリエーション部局の定義、目的、目標

レクリエーション部局の総体的機能

オーストラリアにおけるレクリエーションの射程と発展

オーストラリアにおけるレクリエーション

発展の基礎となる広範な諸政策

総体的な原則

行政の基本理念

レクリエーション部局の固有な組織体制と機能

レクリエーション部門

レクリエーション・プログラム

レクリエーション・サービス

スポーツ・フィットネス部門

スポーツ

フィットネス

トレーニングと調査研究部門

トレーニング

調査研究

提言

補遺 A コミュニティ・レクリエーション・センター

補遺 B The National Institute of Sport and Recreation

参考文献

2 報告書の概要

(1) 連邦政府によるスポーツ政策の開始宣言

報告書の冒頭に掲げられた序文は、観光・レクリエーション省の大臣である F. Stewart の署名によるものである。「初代大臣として、増加する余暇時間を楽しみ豊かにするために、オーストラリアのすべての男性、女性、そして子どもたちを励ます上でなすべきことは何かを明らかにしてい

なければならない」という文章から、連邦政府が史上初めてスポーツ政策に関与することになった意気込みのようなものが伝わってくる。

(2) 都市化にともなう諸問題への危惧

報告書においてブルームフィールドは、連邦政府をはじめとする行政機関がレクリエーションの振興に取り組む必要性を繰り返し述べている。その必要性の根拠として、これも繰り返しあげられているものが、1960年代以降のオーストラリア社会の大きな変化である。オーストラリアというと、第一次産業が盛んな農業国、あるいは大自然の国というイメージがある。このこと自体は誤りではないが、人々の居住地という視点から見た場合、大自然の「厳しさ」ともあいまって、大多数の人々が都市部に集中している。その意味で、オーストラリアは高度な都市社会であり⁽⁷⁾、モータリゼーションなどの機械化・文明化の影響を強く受けるものであった。

こうした社会の変容の中で「現在の親たちの青年時代と比べて、(子ども・青年の=筆者注)身体運動の機会や、その活動によって消費されるエネルギーが非常に減衰してきて」おり、そのことが身体面にも精神面にも有害な影響を及ぼしている。この問題は個々人のレベルにとどまらず、国家全体として健康上の重大な問題を抱えてしまうという危機感が報告書には色濃く表われている⁽⁸⁾。

(3) レクリエーションの基盤の脆弱さ

オーストラリアにおけるレクリエーションの停滞の原因について報告書は、ヨーロッパの国々などと比較して、レクリエーションを展開する上での基盤の脆弱さをあげている。

第一に、「教育」の面の不十分さである。ほとんどの小学校(primary school)で系統立った体育教育のプログラムを持っていない、高等教育機関においても専門の教育プログラムが不十分なため専門家の養成が困難であること、などの問題点を指摘している。

第二に、活動の場であるコミュニティレベルの施設が整備されていない、あるいは活用されていないとしている。この問題は、施設そのものの不

足に加えて、関係諸機関の連携の不足による既存施設利用の非効率、施設運営にあたっての人材不足など複合的なものであるとしている。

第三に、オーストラリアの人々の余暇に対する意識である。人々が手にする余暇時間が急速に増大してきているが、歴史的にオーストラリアは労働重視（work-oriented）の社会であり、「怠惰は罪であり、怠惰な手は悪魔の手だ」という言葉すらあるように、社会の中での人々の意識がレクリエーション参加の障壁となっているとしている。

（４）レクリエーションの展開の目標

「全国的なレクリエーションのプログラムの基礎となる総体的原則」の項では次の４点をあげている(p.5)。身近なコミュニティレベルのレクリエーションを豊かにし、発展させることが第一の強調点である。貧富、老若、習熟度の深浅に関係なく建設的で恒常的なレクリエーションに参加することを人々全体にうながすこと。関係諸機関との連携によって自然と人工のレクリエーションの施設の建設的で有効な利用を確実にものとするレクリエーション・プログラム。現在においても将来においても、人生にとって最も重要な部分としてレクリエーションをとらえ、われわれの市民を生活のパターンを変えさせるように教育していくこと。

この原則の具体化のため、報告書全体を通して多くの方策が提言されている。そこでの基本的なスタンスは、社会階層、所得などに関係なく気軽に生活の中でレクリエーションにアクセスできるようにするというものであったが、その中でもっとも重視しているものがコミュニティ・レクリエーション・センターの建設・整備である(pp.10-11、補遺 A)。人口約 1 万人程度で半径 2-3 マイルのエリアごとにセンターを整備すること、センターには各種のレクリエーションを実施できる屋内、屋外の設備を整えること、活動プログラムだけでなく他施設との連携などにおいて専門的なリーダーシップを発揮することなどが提言されている。つまり、センターはコミュニティを基盤とするクラブ（合唱などの文化活動も含む）、学校、教会や

YMCA などの諸組織、およびそうした組織に従事しているヴォランティア・リーダーなど、地域社会の人的・物的資源をつなげていく上での中核となることが期待されていたといえる。

（５）レクリエーションの展開の担い手

報告書では、「草の根」からの振興による全国的なレクリエーションのシステムの確立を提案している。具体的な担い手としては、競技連盟（association）やコミュニティを基盤として活動するクラブ（のシステム）をあげており、ヴォランティアに進められてきたこうした組織の活動の成果をもととし、その自主性を保ちながら振興方を展開していく見取り図が描かれている(pp.6-7)。前述のように連邦政府の責任の下でのレクリエーション振興の必要性は繰り返し提起されているが、その立場・役割は「サンタ・クロースのように、どれもこれもすべてにお金を手渡すものではなく」（p.1）、コミュニティでの諸活動やグループの「触媒」であるべきだとしている(p.1、p.6)。

同時に、こうしたクラブのヴォランティアのシステムをより実効あるものとするために、運営費や人件費に対する財政的援助、専門の教育・トレーニングを受けたプロフェッショナル、セミ・プロフェッショナルなスタッフの配置の必要性が随所で強調されている。

（６）トップアスリートと裾野の拡大

「スポーツとレクリエーションの関係性」の項において、競技力向上に関して「焦点となるのは、われわれの競技者がどれほどの金メダルを獲得するかということよりもむしろ、そうした成功が、身体活動に参加していこうとするインスピレーションや刺激をわれわれの国のあらゆる年代あらゆる運動能力のレベルの市民に与えるものとなることである」と述べられている。すなわち、競技力向上そのものは否定するものではないが、それは人々のスポーツ参加を促進する上での起爆剤的な存在であるべきだとしている。その上で、競技力向上のためには裾野の広がりが必要であるとし、その裾野の上に地区、州、国家、国際の各レベルのアスリートが積み上がっていく構図を描いてい

る(pp.3-4)。

その他の点では、コーチの資質向上のための方策や国際大会派遣の資金援助などについて言及されているが(pp.14-16)、その役割を担う組織面では“National Institute of Sport and Recreation”の設置が繰り返し述べられ、大きな期待を寄せていることがうかがえる(p.7、p.26、補遺B)。

(7) 74の政策提言

報告書で分析、言及した諸点をまとめる形で、「オーストラリアにおけるレクリエーション発展の基礎となる広範な諸政策」「レクリエーション」「スポーツとフィットネス」「トレーニングと調査研究」の4つの領域で合わせて74の提言がなされている(pp.28-32)。

おわりに

報告書は、1960年代以降のオーストラリアの社会において進行した都市化や機械化のなかでの運動をする機会の減少、そこから導き出される人々の健康問題と国家の活力の減衰、そうした事態に直面して連邦政府が行なうべき事柄についての提言をまとめている。

ただし、ブルームフィールド自身も述べているように、報告書はあくまでも「始まり」であった。以後のスポーツ政策の動向をふまえてみるならば、報告書に示された構想は紆余曲折の過程を踏んだといえることができる。その背景には、労働党政権から保守政権への交代などの政治状況の変化をはじめとして、さまざまな要因が絡み合っていた。その結果、たとえば、報告書では人々のスポーツ・レクリエーション活動への参加の促進が第一義とされているが、1981年のAustralia Institute of Sport(AIS)の設立などにみられるように競技力向上のための施策が一步先んじたといえる。

以上の点から、報告書はオーストラリアのスポーツ政策の基本的な枠組みを提示し、その後のスポーツ政策の展開に大きな影響を与えたというこれまでの評価は、一面では承認できるものの、報告書の持った歴史的意味を全面的に表現したもの

とはいえないのであろう⁽⁹⁾。今後、報告書を取りまく諸状況や歴史的過程をふまえた、より構造的な視点から検証していくことが必要である。

<注>

(1)杉本良夫「なぜ豪州の野球は強いのか」『朝日新聞』2004年9月1日付夕刊、など。

(2)オーストラリアのスポーツ政策の歴史的な展開過程については、合宿研究会での報告をもとにした別稿「オーストラリアのスポーツ政策研究の現状と課題」『一橋論叢』2004年2月号)を参照。

(3)この報告書には、公刊されたものとしては2種類ある。ひとつはタイプ印刷的なもので総ページ数が100頁。もうひとつは活字組みの小冊子で総ページ数が38頁のものである。両者の内容上の違いはなく、本稿の執筆にあたっては後者を用いた。本文中の引用頁も後者に依っている。

(4)最近のものでは、オーストラリアにおける競技力向上の総本山であるAISの歴史と活動を総括したAustralian Sports Commission, *excellence*, 2002、においてもこの報告書が重要な参考文献として引用されている。

(5)日本についても、1カ所だけ(国民の体力レベルの向上のためのプログラムに関する項目、P.21)言及されている。

(6)報告書にいう「レクリエーション」は、釣りなどのいわゆるレクリエーションのほか、コミュニティでのスポーツやスポーツクラブの活動、国際大会レベルの競技スポーツ、そして芸術文化活動までを含めた広い範囲のものを指している。

(7)藤川隆男編『オーストラリアの歴史』有斐閣、2004、など。

(8)こうした危機感は、1972年に政権の座についたウィットラム首相も表明していた。前掲(2)、pp.8-9。

(9)たとえば、「白豪主義」から「多文化主義」への転換以前の時期であるがゆえの時代的制約や、障害を持つ人々のレクリエーションについて若干言及されているが体系立ったものではないことなどの不十分さを指摘することもできよう。